

観光立国推進基本計画 (案)

概要版

平成19年6月

第 1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

○ 基本的な方針

観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大。また、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展。

将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進。地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現。国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、観光の発展により、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献。

○ 計画期間

5 年間

第 2 観光立国の実現に関する目標

1. 観光立国の実現のための基本的な目標

- 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目標とする。

【平成 18 年：733 万人】

- 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。

【平成 17 年：168 件】

- 日本人の国内観光旅行による 1 人当たりの宿泊数を平成 22 年度までにもう 1 泊増やし、年間 4 泊にすることを目標とする。

【平成 18 年度：2.77 泊】

- 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。

【平成 18 年：1,753 万人】

- 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成 22 年度までに 30 兆円にすることを目標とする。

【平成 17 年度：24.4 兆円】

2. 「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標

- 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組を奨励するとともに、他の参考となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

- 良好な景観の形成について、景観法に基づき、市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定等を推進し、社会資本整備重点計画に目標が掲げられた場合、それを達成する。また、重要文化的景観の保全に関する活動を奨励する。さらに、道路の無電柱化率を平成 19 年度までに 15% に高めることを目標とし、電線類の地中化等を進める。

【平成 17 年度：道路の無電柱化率 11%】

（参考）平成 19 年度当初：景観計画を策定している景観行政団体数 44

- 東京国際空港（以下「羽田空港」）について、新たに四本目の滑走路を平成 22 年 10 月末までに整備する。成田国際空港（以下「成田空港」）について、平行滑走路を平成 21 年度末までに延伸する。関西国際空港について、二本目の滑走路を整備し、完全 24 時間空港として活用を図る。また、すべての国際拠点空港と都心部の間のアクセス所要時間を平成 22 年度までに 30 分台にすることを目指し、鉄道の整備を進める。さらに、平成 19 年度までに拠点的な空港・港湾への道路アクセス率を 68% とし、隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合を 77% とし、道路渋滞による損失時間を 38.1 億人時間から約 1 割削減することをそれぞれ目標とし、道路の整備を進める。

【平成 17 年度：アクセス率 66%、改良済みの国道 74%、損失時間約 8% 削減】

3. 「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標

〔再掲〕

- 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成 22 年度までに 30 兆円にすることを目標とする。

【平成 17 年度：24.4 兆円】

- 観光産業の高度化を図るため、観光関係学会等の活動の充実を奨励するとともに、高等教育段階において観光の振興に寄与する人材の育成を促進する。

（参考）平成 18 年度：大学の観光関係学部・学科の定員：約 3,000 人

- 観光マネジメントの強化を図るため、関係業界と連携しつつ、観光関係業種における技能評価・資格制度の導入を奨励することにより、観光事業従事者のインセンティブの向上等を図る。

【平成 18 年度：4 業種 8 件】

- 通訳案内士の登録人数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 15,000 人（地域限定通訳案内士を含む）とすることを目標とする。また、ボランティアガイドの数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とすることを目標とする。

【平成 18 年：通訳案内士 10,241 人、ボランティアガイド 31,301 人】

4. 「国際観光の振興」に関する目標

[一部再掲]

- 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。
そのため、ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化を図ることとし、その際、市場のニーズに的確に対応して、我が国の自然、歴史、伝統、食文化、ポップカルチャー、産業等の豊かな観光資源の発信を強力に展開する。

【平成 18 年：733 万人】

[再掲]

- 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。

【平成 17 年：168 件】

- 我が国の学校等を訪れ児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指すなど、我が国青少年の国際交流を推進する。

【平成 16 年度：4 万人】

- 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にすることを目標とする。

【平成 18 年 10 月：成田空港では約 28 分】

注) 出入国管理及び難民認定法に基づき、平成 19 年秋に、外国人が上陸審査を受ける際に指紋等の個人識別情報を電磁的方式によって提供することが義務づけられることとなっている。

- 外国語での対応が可能な「ビジットジャパン案内所」を平成 23 年度までに 300 ヶ所に倍増することを目標とする。

【平成 18 年度末：155 ヶ所】

- 博物館、美術館、国立公園のビジターセンター等の主要な観光施設のうち、国・独立行政法人が設置したものの全てについて案内・表示を複数言語で行うこととし、その他の主体が設置したものについても複数言語化を奨励する。

【平成 17 年度：39%】

[再掲]

- 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。

【平成 18 年：1,753 万人】

- 発展途上国等の観光振興に協力する観点から、日本人海外旅行者の戦略的なディスティネーション開発を奨励する。

- 諸外国との観光交流年等を毎年 2 件程度設定することを目標とし、諸外国との相互交流の拡大を目指す。

【平成 17 年度：1 件、平成 18 年度：3 件】

- 航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築を図るとともに、羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の 24 時間化を図る。

5. 「観光旅行の促進のための環境の整備」に関する目標

- 有給休暇の取得を促進し、取得率の向上を目指すとともに、企業等の優れた取組の紹介等を行う。

【平成 17 年：47.1%】

- 小・中学校の秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業など、学校休業の多様化と柔軟化を進める。

【三学期制以外の学期制を採用している学校の割合

平成 16 年度：小学校 9.5%、中学校 10.5%

平成 17 年度：小学校 14.0%、中学校 15.3%】

- 国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るための広報活動を行って、国民全体の意識喚起を図るとともに、地域の魅力や観光の意義に関する子供たちの理解を増進するための活動を奨励する。

【平成 18 年度：必要な教材を作成している事例 2 件（宮崎県、沖縄県）】

- 観光関係功労者を表彰する制度について、平成 20 年度までに対象を拡大する。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、旅客施設・車両等、道路、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化を以下のとおり計画的に推進する。
 - ・ 原則として1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設のすべてについて平成22年までにバリアフリー化。また、これ以外の旅客施設についても、地域の実情にかんがみ、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化。
 - ・ 鉄道車両及び軌道車両の約50%、バス車両の約30%、船舶の約50%、航空機の約65%について平成22年までにバリアフリー化。
 - ・ 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路及びすべての当該道路における信号機等について平成22年までにバリアフリー化。
 - ・ 都市公園における園路及び広場の約45%、駐車場の約35%、便所の約30%について平成22年までにバリアフリー化。
 - ・ 特定路外駐車場の約40%について平成22年までにバリアフリー化。
 - ・ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物の約50%について平成22年までにバリアフリー化。

- 体験型、交流型等の特色を有する新たな形態の旅行の開拓とその普及を進めるため、平成19年度に旅行商品の創出と流通を促進するデータベースを構築するとともに、円滑化のための方策を講じる。

- 屋外広告物法の活用により各地方公共団体による違反屋外広告物の一斉パトロール等違反屋外広告物の是正対策を促進する。

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の創出（10頁参照）
 - 収益事業との一体的な展開などによる持続可能な観光まちづくりの推進主体の立ち上げの支援。
- 広域連携による観光振興の促進（10頁参照）
 - 東北・中部・九州の各観光推進機構等広域で観光を推進する体制を整備。
 - テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等の取組の促進。

- 観光地域づくり人材の発掘と活用（11 頁参照）
 - 地域の取組を企画・演出し合意形成を図る「観光地域プロデューサー」などの人材の発掘と活用の推進。
- 構造改革特区、地域再生の活用（12 頁参照）
- 地域の自立・活性化の総合的支援（12 頁参照）
 - 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、広域的
地域活性化基盤整備計画に基づく取組の支援。

2．観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

- 地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出（25 頁参照）
 - 着地型旅行商品の創出・流通のための取組の支援。
- 宿泊産業の国際競争力の強化（26 頁参照）
 - 「泊食分離」等の新たなビジネスモデルの構築促進。
 - 新たな旅行者ニーズに対応した設備投資の資金の確保等。
- インターンシップの活用（27 頁参照）
 - 実践的で観光産業の中核を担いうる人材の育成。

3．国際観光の振興

- 我が国の観光魅力の海外発信等（29 頁参照）
 - リピーター対策や個人旅行者対策を強化する観点も含め、新たなマ
ーケット戦略の策定。
 - 多様な旅行形態を支える真にフレンドリーでオープンなハード及び
ソフトインフラの整備の推進。
- 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーションの実施（30 頁参照）
 - 大使・総領事の公邸、広報文化センター等の活用。
- 日本食・日本食材等の海外への情報発信（31 頁参照）
 - 「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業などの実施。
- 国際放送による情報発信の強化（32 頁参照）
 - 新たに開始される外国人向けの映像国際放送の活用。
- 日本人の海外旅行の促進（39 頁参照）
 - ミッションの派遣による戦略的なディスティネーションの開発、地方
空港発の国際チャーター便の活性化。

4．観光旅行の促進のための環境の整備

- 休暇取得の分散化（41 頁参照）
 - 「秋休み」の普及促進など学校休業の多様化と柔軟化の促進。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進（45 頁参照）
- ＩＣカード・乗車船券の導入・共通化支援（48 頁参照）
 - 多様な施設で利用可能な共通ＩＣカードシステムの広域的な導入等の促進。

第４ 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光立国の実現のため、

国は、施策を総合的に策定・実施し、全体的な立場から民間等の取組を支援するトータルコーディネート役を担うとともに、我が国の魅力を発信して外国人を我が国に惹きつける。

地方公共団体は、地域の特性を生かした施策を策定・実施し、魅力ある観光地の形成を進める民間の活動の支援とそれと一体となったまちづくりを推進するほか、その魅力を発信して訪日外国人や国民の観光旅行を促進する。

住民は、「もてなしの心」を持って、観光旅行者を迎え、ホスピタリティーあふれる魅力ある観光地の形成に努力する。

観光事業者は、良質なサービスを提供して人々を観光旅行に誘ない、その満足度を高める。また、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、魅力ある観光地の形成に貢献するよう努力する。

そして観光旅行者は、訪れる地の文化・歴史等に対する理解を深めるよう努め、それらを尊重する。また、持続的な観光の発展のため、観光資源・観光施設等や観光地の魅力を永く保つよう努める。

また、観光振興によるまちづくりを進めるため、その担い手である地方公共団体、住民、観光事業者、観光協会、ＮＰＯ等は相互に密接に連携・協力する。

2．政府が一体となった施策の推進

関係省庁や政府関係機関は緊密な連携・協働を図る。また、観光立国推進基本法制定時の国会における決議及び附帯決議と、政府を挙げた行政改革の取組の趣旨を踏まえつつ、観光立国推進施策の推進体制の強化について検討

することとする。

3．施策の推進状況の点検と計画の見直し

基本計画に定められた目標の達成状況及び施策の推進状況について、毎年度その点検を行うとともに、基本計画について、おおむね3年後を目途に見直しを行う。

4．地域単位の計画の策定

この基本計画を踏まえ、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画の策定が望まれる。この地域単位の計画については、関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行う。